「夫婦関係調整（離婚）」調停とは……

ふうふかんけいちょうせい りこん

離婚に関する問題について，裁判官と調停委員２人以上で構成される調停委員会が，双方から事情や意見を聴いて，お互いが納得して問題を解決できるように，助言やあっせんをする手続のことです。離婚の裁判をするには，原則として調停をする必要があります（離婚するかどうかの判断がついていないとき→Ｑ１，離婚に際しての条件があわないとき→Ｑ２，調停をしないで裁判ができる場合→Ｑ３）。
この手続を行いたいときは，以下の書類等を用意して，裁判所に提出してください。

申立てをする人	夫又は妻
申立てをする裁判所	相手になる人の住所地又は合意で定める家庭裁判所 [→　　家庭裁判所　　支部・出張所]
申立てに必要な費用	□収入印紙1,200円 □連絡用の郵便切手７８４円分［140円×1枚 92円×1枚 82円×6枚 10円×6枚］
申立てに必要な書類	□申立書1通 □戸籍謄本1通 □年金分割のための情報通知書（年金分割を求める場合） ※そのほかに書類の提出をお願いすることもあります。

手続の流れ

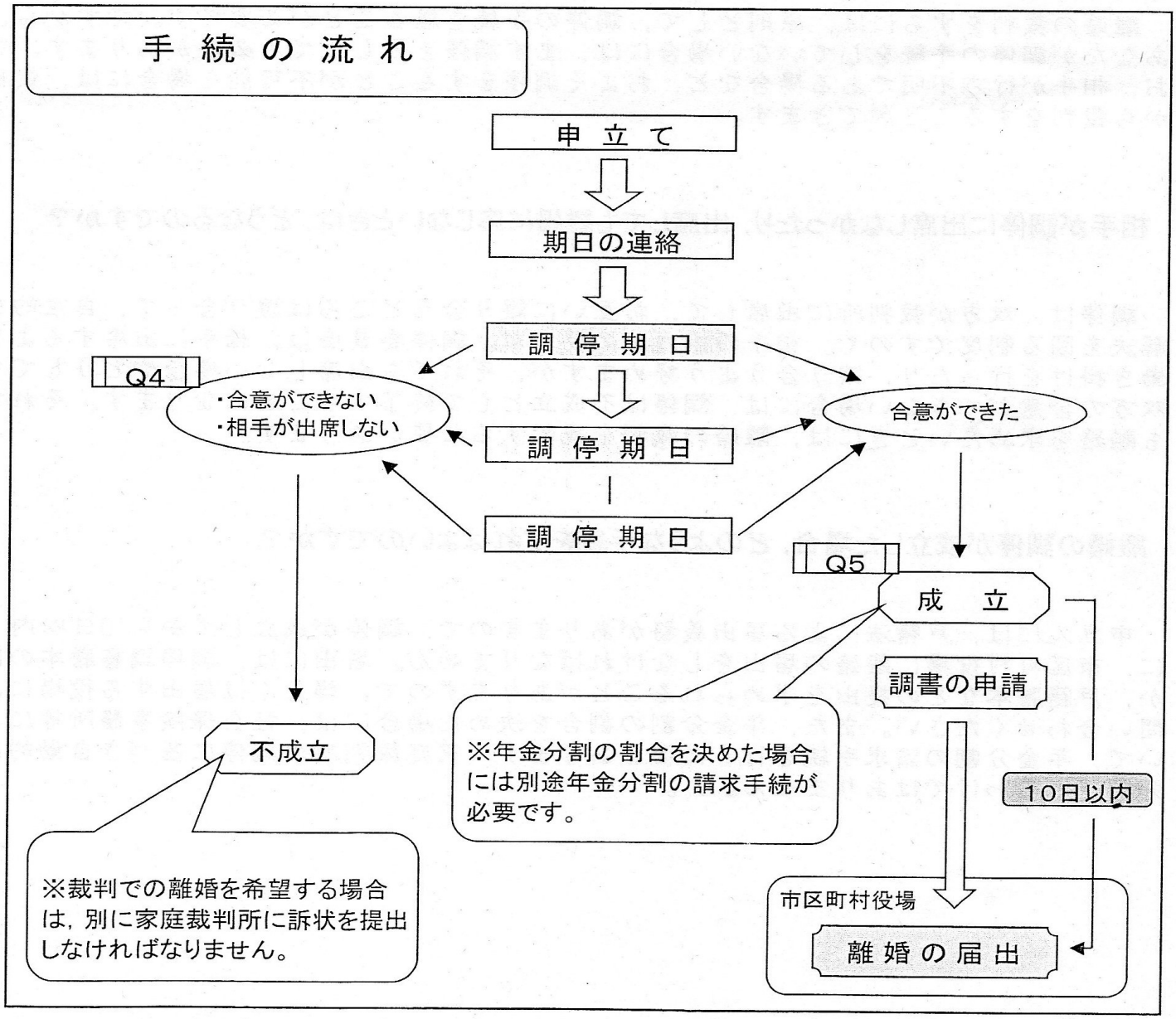

夫婦関係調整（離婚）調停Q&A

Q1　離婚した方が良いかどうか判断がつかずに悩んでいるのですが，調停を申し立てた場合，手続はどのように進みますか？

申立書には，離婚を求めるのか，円満調整を求めるのか記入してもらうことになりますが，調停での話合いの方向は，必ずしも記入した方向に決められるものではありません。離婚を求めた場合でも，話合いを進めてきた結果，もう一度円満にやり直したいという気持ちになれば，円満調整の方向で調停を進めることができます。また，申立人は，調停での話合いの結果，調停を続ける必要がなくなったときは，申立てを取り下げることもできます。

Q2　離婚については合意しているのですが，親権者や養育費についてまとまりません。その解決のために，この調停を申し立てることができますか？

申立てができます。親権者や養育費などの条件についても，夫婦間の離婚の調停の中で話し合うことができます

Q3　調停をしないで裁判をすることはできないのですか？

離婚の裁判をするには，原則として，調停の手続を経ることが必要です。ですから，あなたが調停の手続をしていない場合には，まず調停を申し立てる必要があります。なお，相手が行方不明である場合など，およそ調停をすることが不可能な場合には，最初から裁判をすることができます。

Q4　相手が調停に出席しなかったり，出席しても離婚に応じないときは，どうなるのですか？

調停は，双方が裁判所に出席して，お互いに譲り合うところは譲り合って，自主的な解決を図る制度ですので，相手の協力が必要です。調停委員会は，相手に出席するよう働き掛けを行ったり，譲り合うよう努めますが，それでも出席しない場合やどうしても双方の合意ができない場合には，調停は不成立として終了することになります。それでも離婚を求めたいときには，離婚の裁判を提起する必要があります。

Q5　離婚の調停が成立した場合，どのような手続をすればよいのですか？

申立人には，戸籍法による届出義務がありますので，調停が成立してから10日以内に，市区町村役場に離婚の届出をしなければなりません。届出には，調停調書謄本のほか，戸籍謄本などの提出を求められることがありますので，詳しくは届出する役場にお問い合わせください。また，年金分割の割合を決めた場合には，社会保険事務所等において，年金分割の請求手続を行う必要があります（家庭裁判所の調停に基づき自動的に分割されるわけではありません。）。